

# 岐阜県公報

号外 (七) 令和四年四月一日

## 目次

## 規則

岐阜県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県証紙条例施行規則の一部を改正する規則 (出納管理課)

(同)

一

告示

統轄店、集中店及び主管取扱店に関する告示の一部改正

(出納管理課)

二

公示

競争入札に参加する者に必要な資格に関する件

(出納管理課)

二

岐阜県規則第四十四号

岐阜県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県証紙条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表三の項に次の一号を加える。

5 手数料条例別表第一四十九の表に規定する手数料(電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と同表に規定する学業に関する文書の交付を受けようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により行う申請に係るものに限る。)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十五号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表農政部農業経営課の部農業経営課飛騨市駐在の項を削り、同表警察本部総務室会計課の部生活安全総務課の項の次に次のように加える。

人身安全対策課

人身安全対策課において取り扱う特定消耗品（識別カードを除く。）の出納、保管及び記録管理に関すること。

別表第一上欄中、「情報システム課」を削り、「ねりんビック推進事務局」の下に、「情報システム課」を加え、同表情報システム課の項を削り、同表ねりんビック推進事務局の項中「総務・企画担当」を「事務局の予算、人事その他の内部管理事務を掌理する者に限る。」に改め、同項の次に次のように加える。

情報システム課

情報システム管理監

別表第二リニア推進事務所の項中「推進課長」を「管理調整係に属する上席の職員」に改める。

別表第三四の項中「岐阜地域福祉事務所の出納員」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四百四十六号

統轄店、集中店及び主管取扱店に関する告示（令和二年岐阜県告示第五百五十五号）の一部を次のように改正する。

令和四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

別表ぎふ県庁支店県民ふれあい会館出張所の項中「岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所」

を削り、同表加納支店の項中「加納高等学校」を「岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所、加納高等学校」に改める。

公 示

競争入札に参加する者に必要な資格に関する件

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定により、令和四年度の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、同令第六十七條の五第二項（同令第六十七條の十一第三項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条の規定により公示します。

令和四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 調達をする物品等又は特定役務の種類

- 1 電子計算機器類
- 2 試験・分析機器類
- 3 被服類
- 4 自動車類
- 5 燃料
- 6 電力
- 7 家具類
- 8 事務用品類
- 9 凍結防止剤
- 10 書籍
- 11 交通信号灯器
- 12 工業生産建築物

- 13 その他の陸上運送サービス
  - 14 電気通信サービス
  - 15 電子計算機サービス及び関連のサービス
  - 16 金属製品、機械及び機器の修理のサービス
  - 17 映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス
  - 18 その他
- 二 資格
- 地方自治法施行令第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定により定める競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）は、入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に記載されていることとします。
- 三 名簿への登録
- 名簿への登録を希望する者は、岐阜県会計規則（昭和三十一年岐阜県規則第十九号）第二百六條第一項の規定により入札参加資格審査申請書等を知事に提出して、次の要件を満たすかどうかの審査を受けなければなりません。
- 1 県税（個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税（証紙に代えて現金で納付される県税を含む。）を除く。）について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
  - 2 消費税及び地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと（建設工事、測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建築設計、建築設備設計及び森林整備業務の請負にあつては、県内に主たる事業所を有する者の場合に限る。）。
  - 3 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條の更生手続開始の申立て（同法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があつた者にあつては、同法第九十九條第一項又は第二百條第一項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていること。
  - 4 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一條の再生手続開始の申立てがあつた者にあつては、同法第七十四條第一項又は第七十四條の二第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
  - 5 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。
  - 6 建設工事の請負にあつては、次の(1)及び(2)の要件を満たすこと。

- (1) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八條、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第二十七條及び雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七條の各規定による届出（当該届出を行う義務がない者を除く。）を行っていること。
  - (2) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三條第一項の許可を受けるとともに、同法第二十七條の二十三第一項の規定による経営事項審査を受けていること。
  - 7 測量の請負にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五條第一項の登録を受けていること。
  - 8 地質調査の請負にあつては、地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第二條第一項の登録を受けていること。
  - 9 建設コンサルタントの請負にあつては、建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第二條第一項の登録を受けていること。
  - 10 補償コンサルタントの請負にあつては、補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号）第二條第一項の登録を受けていること。
  - 11 建築設計の請負にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三條第一項の登録を受けていること。
  - 12 建築設備設計の請負にあつては、建築士法第二十三條第一項の登録を受けていること又は知事が建築設備に関する知識及び技能の資格を有すると認め、岐阜県建築設備設計事務所登録を受けていること。
  - 13 第六号から前号に掲げるもののほか、法令の規定による許可、認可、登録等を受けなければ旨むことができない業に係る請負にあつては、当該許可、認可、登録等を受けていること。
  - 14 森林整備業務の請負にあつては、次の(1)から(4)までのうち、いずれかの資格等を有する技術職員を一名以上通年雇用し、かつ、常勤の技術職員を二名以上又は非常勤の技術職員を五名以上雇用していること。
- (1) 林業技士
- 林業技士養成事業実施要領（昭和五十三年十月六日付け農林水産事務次官通達）又は林業技士養成事業実施要綱により一般社団法人日本森林技術協会が認定した者
- (2) 青年林業士（育成部門又は素材生産部門に限る。）
- 林業後継者育成対策等事業実施要領（昭和五十八年四月四日付け農林水産事務

次官通達)により都道府県知事が認定した者又は岐阜県林業士認定要領により岐阜県知事が認定した者

(3) 基幹林業作業士、林業技能作業士又は林業作業士

林業労働力対策実施要領(昭和四十五年七月三十一日付け林野庁長官通達)、林業担い手育成強化対策実施要領(平成八年五月二十四日付け林野庁長官通達)、林業担い手育成確保対策事業の実施について(平成十年四月八日付け林野庁長官通達)又は強い林業・木材産業づくり交付金実施要領(平成十七年三月三十日付け林野庁長官通達)により都道府県知事又は林業労働力確保支援センターが認定した者

(4) フォレストワーカー、フォレストリーダー又はフォレストマネージャー

林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令(平成八年農林水産省令第二十五号)に基づき農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者

四 有効期間等

1 有効期間

資格の有効期間は、名簿に登録されている期間です。

名簿への登録は、三の規定による審査の結果三の各号に掲げる全ての要件を満たしていること認められたときになされ、名簿からの抹消は、当該各号に掲げるいずれかの要件を欠いたときになされます。

なお、測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建築設計及び建築設備設計の請負に係る名簿については令和六年三月三十一日をもって、森林整備業務の請負に係る名簿及び製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る名簿については令和五年三月三十一日をもって、それぞれ失効します。

2 更新

有効期間満了後引き続き資格が必要な場合は、有効期間満了前又は満了と同時に、改めて名簿に登録されなければなりません。

五 建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級区分

二で規定する資格のほか、建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級区分(建設業法第二十七条の二十三第一項の審査の評定に基づき、別に定める基準に従って定められるものをいう。)は、次のとおりです。

1 土木一式工事

予	定	価	格	等級区分
四千万円以上				A
千五百万円以上四千万円未満				B
千五百万円未満				C

2 建築一式工事

予	定	価	格	等級区分
五千万円以上				A
二千五百万円以上五千万円未満				B
二千五百万円未満				C

3 電気工事及び管工事

予	定	価	格	等級区分
二千万円以上				A
六百万円以上二千万円未満				B
六百万円未満				C

六 資格に関する文書の入手方法

資格に関する事務の担当課及び資格に関する文書を入手するためのホームページアドレスは、次のとおりです。

1 建設工事、測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建築設計及び建築設備設計の請負

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県県土整備部技術検査課建設業係

電話番号 〇五八 二七二 八五〇四

2 ホームページアドレス <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/444.html>  
森林整備業務の請負

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県林政部森林保全課治山係

電話番号 〇五八 二七二 八五二六

ホームページアドレス <https://www.kyoushin.crcr.or.jp/>

3 製造の請負、物件の買入れその他の契約

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県出納事務局出納管理課用度係

電話番号 〇五八 二七二 八七一五

ホームページアドレス <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/1251.html>

令和四年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社